

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	会計年度任用職員等社会保険業務における日本年金機構電子送付「オンライン事業所年金情報サービス」利用のための外部結合について
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：総務部人事課）

事業の概要

事業名	健康保険料及び厚生年金保険料等
担当課	人事課
目的	会計年度任用職員等に係る社会保険業務
対象者	会計年度任用職員等
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、厚生年金保険資格の得喪、標準報酬月額の時決定等、標準賞与額の決定、産前産後休暇・育児休業取得に伴う掛金免除申請等について、日本年金機構東京広域事務センターへ郵送による手続きを行っている。</p> <p>この手続きの結果（保険料増減内訳書等）については、今まで日本年金機構から紙媒体で郵送されてきたが、令和5年4月1日から電子データにより確認することとなった。</p> <p>そのため、日本年金機構は、デジタル庁が整備、運営するWebサイト「e-Gov」のマイページへ電子送付し、区は「e-Gov」のマイページにログインし「日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス」内にある電子データをダウンロードし、情報を受け取る。</p> <p>2 対象者</p> <p>971人（令和5年1月31日現在）</p> <p>※個人情報の流れは、資料4-1のとおり</p>

件名 会計年度任用職員等社会保険業務における日本年金機構電子送付(オンライン事業所年金情報サービス)利用のための外部結合について

保有課(担当課)	人事課
登録業務の名称	会計年度任用職員等社会保険
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>会計年度任用職員の厚生年金保険に係る以下の情報</p> <p>①社会保険料情報 ②保険料増減内訳書 ③基本保険料算出内訳書 ④賞与保険料算出内訳書 ⑤決定通知書等</p> <p>【収集する項目】 氏名、生年月日、基礎年金番号、整理番号、標準報酬月額、標準賞与額</p>
結合の相手方	日本年金機構
結合する理由	現在、厚生年金保険資格の得喪等の手続きの結果については、これまで紙媒体により年金事務所から郵送されてきたが、令和5年4月1日から電子送付による確認となるため。(②以外は紙媒体での郵送が併用で行われるが、②については電子送付による確認のみとなる。)
結合の形態	電子データをe-Gov(デジタル庁が整備、運営するWebサイト)のマイページで受け取る仕組みとなるため。
結合の開始時期と期間	②保険料増減内訳書について、令和5年5月1日から令和6年3月31日(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 外部結合に当たっては、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</p> <p>2 インターネットと庁内ネットワークとは分離するとともに、ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入・改ざんやウイルス感染を防止する。</p> <p>3 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止する。</p> <p>4 ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。</p> <p>5 システムの利用に当たっては、ユーザID・パスワードの確認措置をとり、指定した担当職員以外の利用はできないものとする。</p> <p>6 システム利用者毎に、情報へのアクセスを制限し、職員が利用できる情報を限定する。</p> <p>7 システムのログ管理や操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。ログは必要に応じて分析を行う。</p>

